

田原市民まつり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市民まつり推進協議会（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(内容及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業内容及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 補助金の交付の決定において、必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとする場合は、補助事業変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な事業内容の変更の場合は、この限りでない。

(変更等の決定の通知)

第7条 市長は、補助事業変更等申請書を受理したときは、第4条及び第5条の例により変更等の決定をし、補助事業変更等決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、補助金概算払請求書

(様式第5号)に基づいて、補助金の一部又は全部を概算により補助事業者に交付することができる。

2 前項で定める概算払は、別表2に定めるところにより交付する。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査する。

2 市長は、前項の審査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

3 補助金の確定額は、補助限度額と補助金の交付決定額又は変更交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金請求書(様式第8号)に基づいて補助金を補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、例規、本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少した場合
- (5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があった場合

(遅延利息)

第13条 補助事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日

までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

(必要な指示等)

第15条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、目的を達成するに必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、田原市民まつり事業補助金交付要綱附則の要綱の失効に関する規定は、同年3月31日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業内容及び補助限度額

補助事業名	補助対象となる事業内容	補助限度額
田原市民まつり事業	田原市民まつり推進協議会が行う事業に要する経費	予算の範囲内

別表 2 (第 8 条関係)

田原市民まつり事業補助金概算払の時期及び交付率

補 助 金 交 付 時 期	交 付 率
第 1 回 目 9 月	7 0 %
第 2 回 目 1 1 月	3 0 %
第 3 回 目 3 月	0 % (精算)

様式第1号（第3条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)
氏名(代表者名)

年度補助事業として補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業期間 着手(予定) 年 月 日
完了(予定) 年 月 日

5 補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度田原市民まつり事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間
年 月 日付による申請書のとおり
- 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額 金 円
- 補助金の交付条件

様式第3号（第6条関係）

補助事業変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)
氏名(代表者名)

年度田原市民まつり事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金交付申請額(変更後の総額) 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

補助事業変更等決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度田原市民まつり事業について、下記のとおり変更等を行うことに決定したので、通知します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円
- 4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第8条関係）

補助金概算払請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

Ⓜ

年度田原市民まつり事業の補助金の概算払を、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 交付決定(変更交付決定)額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 金 | 円 |

(添付書類)

収支予算書及び事業計画書、又はその他参考となる資料

様式第6号（第9条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所（又は団体名）
氏名（代表者名）

年度田原市民まつり事業が完了したので、下記により報告します。

記

- | | | | | |
|---------------|----|---|---|---|
| 1 補助事業実施期間 | 着手 | 年 | 月 | 日 |
| | 完了 | 年 | 月 | 日 |
| 2 補助事業の実績及び効果 | | | | |

（添付書類）

- 1 事業実績に関する資料
- 2 収支決算書

様式第7号（第10条関係）

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度田原市民まつり事業の補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第8号（第11条関係）

補助金請求書

年 月 日

田原市長

殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

⑨

年度田原市民まつり事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算・前金受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円